

社会福祉法人陸前高田市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償規程

平成 26 年 3 月 26 日 制 定

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人陸前高田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第 2 条 この規程で役員等とは、次の者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 各種相談員
- (4) 各種委員会等の委員
- (5) その他会長が必要と認めた者

(報酬の額及び費用弁償の支給)

第 3 条 報酬の額は、別表 1 のとおりとする。ただし、常務理事に本会事務局職員が就任した場合は、常務理事への報酬は支給しない。

2 役員等が会議に出席した場合は、その費用を弁償するものとし、その額は役員等旅費規程の規定するところによる。

(報酬の額の制限)

第 4 条 本会の役員等に国家公務員、地方公務員及び本会事務局職員が就任した場合は、報酬は支給しない。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉法人陸前高田市社会福祉協議会役員等の報酬並びに費用弁償及び旅費に関する規程（平成 8 年 3 月 29 日制定）は廃止する。
- 3 この規程は、平成 29 年 6 月 28 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用するものとする。
- 4 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	報酬額
会長	年額 150,000 円
副会長	年額 80,000 円
常務理事	月額 150,000 円
監事	年額 60,000 円
理事	年額 28,000 円
評議員	日額 3,000 円
各種相談員	日額 3,000 円
各種委員会等の委員	日額 3,000 円